

公益財団法人泉北のまちと暮らしを考える財団

定款

2019年12月29日作成

2020年 2月 3日登記

2022年 6月15日公益法人認定

2022年 6月24日改訂

第1章 総 則

第1条 (名称)

この法人は、一般財団法人泉北のまちと暮らしを考える財団と称する。

第2条 (主たる事務所)

この法人は、主たる事務所を堺市南区に置く。

2 この法人は理事会の議決により従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第3条 (目的)

この法人は、泉北地区及びその周辺に暮らし、はたらく人たちが幸せに暮らすことができる地域の未来をつくることを目的とし、その目的に資するため、次条の事業を行う。

第4条 (事業)

この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 公益活動を行う団体の資金確保のためのプログラム開発
- (2) 公益活動を行う団体に仲介・提供するために、資金等の資源を募り、また確保する事業
- (3) 地域的課題を解決する取組みの事業化に向けた相談及び支援
- (4) 公益活動を行う団体に対する助成、融資及び資源の提供事業
- (5) 公益活動を行う団体に対する研修
- (6) 公益活動を支援するための不動産その他地域資源の活用事業
- (7) 寄付文化の普及啓発
- (8) ボランティア活動の普及啓発
- (9) 前各号に掲げる事業のほか、諸主体が公益活動を支え、担う仕組みの検討及び実施に係る事業
- (10) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- (11) 前各号に附帯又は関連する事業

2 前項の事業は、大阪府において行うものとする。

第5条 (公告)

この法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 財産及び会計

第6条 (財産の拠出)

設立者は、現金3百万円を、この法人の設立に際して拠出する。

第7条 (財産の種別等)

この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事

会で定めた財産とする。

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

4 公益認定を受けた日以後に寄付を受けた財産については、その半額以上を公益目的事業（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「認定法」という。）第2条第4号に規定する公益目的事業をいう。）に使用するものとする。

第8条（基本財産の維持及び処分）

この法人は、基本財産について適正な維持及び管理に努めるものとする。

2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分し、又は担保に提供する場合には、理事会及び評議員会の決議を得なければならない。

第9条（財産の管理及び運用）

この法人の財産の管理及び運用は、代表理事が行うものとし、その方法は理事会の決議により別に定めるものとする。

第10条（事業年度）

この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第11条（事業計画及び収支予算）

この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間、備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

第12条（事業報告及び決算）

この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3箇月以内に、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なもの

を記載した書類

3 代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条（平成19年内閣府令第68号）の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前項第4号の書類に記載するものとする。

第13条（長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け）

この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において、議決に加わることができる理事の3分の2以上の決議を受けなければならない。

2 この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ決議を受けなければならない。

第14条（会計原則等）

この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第15条（剰余金の不分配）

この法人は、剰余金の分配を行わない

第3章 評議員及び評議員会

第1節 評議員

第16条（評議員）

この法人に、評議員5名以上15名以内を置く。

第17条（評議員の選任及び解任）

評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。）第179条から第195条までの規定に従い、評議員会の決議によって行なう。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ その評議員及びその配偶者又は3親等以内の親族

ロ その評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ その評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、その評議員から受ける金銭その他

の財産によって生計を維持している者

ホ ハ又は二に掲げる者の配偶者

ヘ ロから二に掲げる者の3親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にする者

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイから二に該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は個人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次の団体においてその職員である者（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15項の規定の適用を受けるものをいう）

又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

3 評議員のうちには、理事のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数又は評議員のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が評議員総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。また、評議員には、監事及びその親族その他の特殊の関係がある者が含まれてはならない。

4 評議員は、この法人又はその子法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。

第18条（権限）

評議員は、評議員会を構成し、第21条第2項に規定する事項の決議に参画するほか、法令で定めるその他の権限を行使する。

第19条（任期）

評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

3 評議員は、辞任又は任期満了後においても、第16条に定める定員に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまでは、なお評議員としての権利義務

を有する。

第20条（報酬等）

評議員は、無報酬とする。ただし、評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第2節 評議員会

第21条（権限）

評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

2 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事（以下「役員」という。）の選任及び解任
- (2) 役員の報酬並びに費用に関する規程
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 定款の変更
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (6) 残余財産の帰属
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) 合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又は定款で定められた事項

第22条（開催）

定時評議員会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時評議員会は、必要に応じて開催する。

第23条（招集）

評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 評議員は、代表理事に対して、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

第24条（招集の通知）

代表理事は、評議員会を招集するときは、会議の日時、場所及び目的を記載した書面又は電磁的方法（評議員の承認を得た場合に限る。）により、評議員会の日の5日前までに評議員に対し通知を発しなければならない。ただし、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

第25条（議長）

評議員会の議長は、評議員会において、出席した評議員の中から選定する。

第26条（定足数）

評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

第27条（決議）

評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する

評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分及び除外の承認
- (5) その他法令で定めた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

第28条（決議の省略）

理事が評議員会の目的である事項につき提案した場合において、当該提案につき評議員（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

第29条（報告の省略）

理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

第30条（議事録）

評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議長は、前項の議事録に記名押印又は電子署名する。

3 評議員会の決議を省略したときは、決議があったものとみなされた事項の内容、当該事項を提案した理事の氏名、決議があったものとみなされた日及び議事録の作成に係る職務を行った者の氏名を議事録に記載しなければならない。

第4章 役員及び理事会

第1節 役員

第31条（種類及び定数）

この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上15名以内
- (2) 監事 2名以上

2 理事のうち1名を代表理事とする。また4名以内を一般法人法第197条が準

用する第9 1条第1項第2号に規定する業務執行理事とすることができる。

第3 2条（選任等）

理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、この法人又はその子法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。

4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

5 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

第3 3条（任期）

理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終了の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終了の時までとする。

3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

4 理事又は監事は、第3 1条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

第3 4条（理事の職務及び権限）

理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

第3 5条（監事の職務及び権限）

監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

第3 6条（解任）

理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、その理事又は監事を評議員会において解任することができる。ただし、監事の解任の決議は、議決に加わることが

できる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を懈怠したとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

第37条（報酬等）

理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、評議員会において定める総額の範囲内において、報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 前項の規定に関わらず、理事及び監事にはその職務を行うために要した費用を弁償することができる。

第38条（顧問）

この法人に顧問を置くことができる。

2 顧問は、次の職務を行う。

- (1) 理事の相談に応じること。
- (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。

3 顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。

4 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要した費用を弁償することができる。

第39条（取引の制限）

理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
- (3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間においてこの法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

第40条（責任の免除又は限定）

この法人は、役員的一般法人法第198条で準用する同法第111条第1項の賠償責任について、一般法人法第198条で準用する一般法人法第114条第1項に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償の責任を負う額から一般法人法第113条第1項に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 この法人は、外部役員等（一般法人法第115条第1項に規定する「外部役員等」をいう。）との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって、締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、一般法人法第113条第1項

に定める最低責任限度額とする。

第2節 理事会

第41条（設置）

理事会は、全ての理事をもって構成する。

第42条（権限）

理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
- (4) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定
- (5) 規則の制定、変更及び廃止
- (6) 基本財産の処分又は除外の承認

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制をいう。）の整備
- (6) 第40条の責任の免除及び責任限定契約の締結

第43条（種類及び開催）

理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎事業年度2回以上開催する。

3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 代表理事以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって代表理事に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

第44条（招集）

理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。

2 理事会の招集通知は、理事会の日の5日前までに各理事及び監事に発する。

3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を

開催することができる。

第45条（議長）

理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、副理事長が理事会の議長となる。

第46条（定足数）

理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

第47条（決議）

理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、理事（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が当該提案について書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事がその提案に異議を述べたときはこの限りではない。

第48条（報告の省略）

理事又は監事が役員全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合は、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第34条第3項の規定による報告には適用しない。

第49条（議事録）

理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、代表理事の変更を行う理事会については、他の出席した理事も記名押印又は電子署名する。

3 理事会の決議を省略したときは、決議があったものとみなされた事項の内容、当該事項を提案した理事の氏名、決議があったものとみなされた日及び議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名を議事録に記載し、又は記録しなければならない。

第50条（運営委員会）

この法人は、この法人が行う事業についての助言や、運営への協力を得るために運営委員会を置くことができる。

2 運営委員会は、代表理事が推薦し、理事会が認めた運営委員並びに代表理事で

構成する。

3 運営委員会は、次に掲げる事項を行う。

(1) この法人の事業についての助言や運営への協力について意見交換を行う

(2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べる。

4 運営委員会の委員は、理事会において選任し、及び解任する。

5 運営委員は、無報酬とする。

6 運営委員には、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。

第5章 定款の変更、合併及び解散

第51条（定款の変更）

この定款は、評議員会において、議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって決議することにより変更することができる。

2 前項の規定は、この法人の目的並びに評議員の選任及び解任の方法についても適用する。

第52条（合併等）

この法人は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の決議によって、他の一般財団法人又は一般社団法人との合併及び事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

第53条（解散）

この法人は、この法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由により解散する。

第54条（公益目的取得財産残額の贈与）

この法人が、公益認定の取消処分を受けた場合又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人である場合を除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消の日又は当該合併の日から1箇月以内に認定法第5条第17号に掲げる法人又は地方公共団体に贈与するものとする。

第55条（残余財産の帰属）

この法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、認定

法第5条第17号に掲げる法人又は地方公共団体に贈与するものとする。

第6章 事務局

第56条（設置）

この法人の事務を処理するために事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は代表理事が理事会の承認を得て任免し、それ以外の職員は代表理事が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、代表理事が理事会の決議により定める。

第7章 賛助会員

第57条（賛助会員）

この法人の目的に賛同し、その事業に協力しようとする個人又は団体を賛助会員とすることができる。

2 賛助会員に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める入会及び退会に関する規程によるものとする。

第8章 補 則

第58条（株式等に係る議決権）

この法人が株式又は出資を保有する場合において、当該株式又は出資に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事現在数の3分の2以上の決議を要する。

第59条（委任）

この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第60条（法令の準拠）

この定款に定めのない事項は、全て一般法人法及び認定法等の法令に従う。

第9章 情報公開及び個人情報情報の保護

第61条（情報公開）

この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務

資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第62条（個人情報保護）

この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。ただし、第7条（財産の種別等）第4項、第12条（事業報告及び決算）第3項及び第54条（公益目的取得財産残額の贈与）の規定は、認定法第4条に規定する公益認定を受けた日から施行する。

2 この法人の設立時評議員は、次のとおりとする。

設立時評議員

- ① 牧野丹奈子
- ② 中辻忠行
- ③ 板東義之
- ④ 宮田光爾
- ⑤ 北辻美樹
- ⑥ 早瀬昇

3 この法人の設立時理事、設立時監事は、次のとおりとする。

イ 設立時理事

- ① 寶楽陸寛
- ② 増田昇
- ③ 西辻宏道
- ④ 岩井眞琴
- ⑤ 渋谷順
- ⑥ 西尾正敏

ロ 設立時監事

- ① 辻井芳樹
- ② 中野満

4 この法人の設立当初年度事業計画及び収支予算は、第11条第1項の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。

5 この法人の最初の事業年度は、この法人成立の日から2020年3月31日ま

でとする。

6 この法人の設立者の氏名及び住所は次のとおりである。

(1) 設立者 田重田勝一郎

(2) 設立者住所 大阪府和泉市いぶき野三丁目6番3-307号

以上、一般財団法人泉北のまちと暮らしを考える財団の設立のため、この定款を作成し、設立者が次に記名押印する。

令和元年12月29日

住 所 大阪府和泉市いぶき野三丁目6番3-307号

設立者 田重田勝一郎